

練馬区告示第 **331** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により特別区道路線をつぎのように認定し、同法第18条第1項の規定によりその区域を決定し、同条第2項の規定により供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年6月22日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉田 健一

路線名	区間	起 点 終 点	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (平方メートル)
22-596	練馬区	南大泉 三丁目 426番 2地先 から	6.00	47.49	293.99
	練馬区	南大泉 三丁目 426番 13地先 まで			

# 特別区道路線認定図

南大泉 三丁目 地内

縮尺 800分の1

- 特別区道、区有通路および市道
- —— 新認定道路

